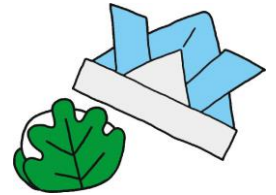


1. 長時間労働に対する監督指導結果

今回は、厚生労働省が公表した、「長時間労働が疑われる事業場に対する労働基準監督署による監督指導の実施結果」について、ご紹介します。なお、これは全国の監督署が平成27年4月から12月までの間に、8,530の事業場に対して実施したものを取りまとめたものです。

まず、8,530の過半である4,790の事業場(全体の56.2%)で違法な時間外労働がなされており、是正勧告をしたそうです(ちなみに、6,501事業場(76.2%)で労働基準法などの法令違反があったそうです)。このうち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が、1か月当たり100時間を超えるもの:2,860事業場(59.7%)、150時間を超えるもの(12.4%):595事業場、200時間を超えるもの:120事業場(2.5%)で、1か月当たり250時間を超えるものも27事業場(0.6%)あったそうです。なお、ここで時間外労働とは、休日労働を含むものとなります。

また、賃金不払い残業のあったものは813事業場(9.5%)あり、このうち時間外労働の最も長い労働者の時間数が1か月当たり100時間を超えるものが362事業場(44.5%)あったとのことでした。



この8,530の基準ですが、1か月当たり100時間を超える残業が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死などに関する労災請求があった事業場を対象としているそうです。総理大臣の肝いりで進められている労働時間制度改革。今後は、労働基準監督官による立入り調査について、1カ月の残業時間の基準の引下げ(100時間→80時間)を検討していることを明らかにし、新聞でも大きく報じられました。企業にとっては今後も引き続き、長時間労働を減らすための体制作りや規定の見直しが必須と言えるでしょう。

2. 通勤手当の非課税限度額の変更

平成28年度の税制改正により、通勤手当の非課税限度額が変更となりました。

変更となるのは、交通機関を利用する場合(①交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当、②交通機関を利用している人に支給する通勤定期乗車券、③交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤乗車券)で、基本的には「1か月あたりの合理的な運賃等の額」(③の場合は、通勤距離に応じた非課税額を加算)ですが、その上限額が従来100,000円だったところ、150,000円に引き上げられました。

改正後の非課税額の適用は、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当からとなり、1月1日より現在

に至るまでに既に支払われている通勤手当については、改正前の非課税限度額に基づいて源泉徴収等が行われておりますが、年末調整の際に、改正後の非課税規定によって精算します。なお、年の中途に退職した人など、本年の年末調整を行わない人については、確定申告により精算を行います。

	改正後	改正前
①交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 15万円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 10万円)
②交通機関を利用している人に支給する通勤定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 15万円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 10万円)
③交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と交通用具を利用する場合の距離に応じた非課税額の合計額 (最高限度 15万円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額と交通用具を利用する場合の距離に応じた非課税額の合計額 (最高限度 10万円)

● 編集後記 ●

モノを持たない暮らしをテーマにしたドラマ「私のウチには何も無い」を見た影響で、少し前から、身辺整理のごとく家のモノを捨てています。「ミニマリスト」という言葉も流行っているのでそれに乗っかってというのがありますが…。これにより、生きていくうえで何が大切かを見直すきっかけとなり、あわせて避難袋や災害セットの中身も再確認しています。熊本地震の被災者の男性の「マスクと靴と軍手は絶対用意してないといけない」という言葉がとても印象に残っています。被災者の方々にとっては夜も眠れない日々が続いているかと思えます。どうかこの地震での被害が、これ以上大きくならないことを願います。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-38-4
三鷹産業プラザ 307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)